

# 議員定数（素案）についての意見提案手続 ご意見と市議会の考え方

平成25年1月に実施した「議員定数（素案）について意見を募集します」について、54人の方からご意見をお寄せいただきました。

寄せられたご意見と、議員定数（素案）に関するご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。お寄せいただいたご意見は、議会運営委員会における協議の参考とさせていただきます。

## 1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成25年1月7日(月)から18日(金)まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

## 2. 意見総数

人数 54人（内訳：直接持参3人／郵送2人／FAX36人／電子メール11人／電子申請2人）

## 3. 寄せられたご意見等

※市議会の考え方は議員定数（素案）に関するご意見等についてお示ししています。

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	<p>増やすべき-6人、の論拠を開示して下さい 市民の所得はここ10年漸減し、生活は年々厳しくなっています。会社ではサービス残業他長時間労働が常態化しています。市民感覚として、議員定数、報酬とも現状維持でよいはずがありません。議員は年間何時間拘束されているのですか。1時間あたりの報酬も是非開示して下さい。定数以前の問題です。</p> <p>議員の活動実態も開示して下さい。殆んど活動状況が解らない議員も散見されます。</p> <p>少なくともホームページ、ブログ等で日々の議員活動を発信する義務があると思います。</p> <p>議員定数は30人上限、議員報酬は30%カットを提案、希望します。</p>	<p>議員定数について、貴重なご意見として承りました。</p>
2	<p>所沢市に在住する市民の一人として、昨今喧伝されている議員削減の方向性には反対の意見を表明します。</p> <p>これまでの基準によれば人口30万人以上の地方公共団体の議席数は48人、人口が10万人を越える毎に4人の増員が基準となっています。</p> <p>それに対して現在の所沢市の議席数は人口36万人を擁しながら36議席しかありません。</p> <p>ほぼ議席当たりの人口は1万人/議席となっております。</p> <p>まず初めに申し上げたいのは市民の民意を反映する民主主義を実現するためには「議席数の削減は全くの逆行」であるということです。</p> <p>議席数を削減するということは、市民の重要な参政権の一つである被選挙権の削減に他ならないからです。</p> <p>もし、議会運営にかかるコストの問題にしたいのであれば、まずやるべきは議員歳費と必要経費の透明化、議員一人当たりにかかる費用の節減を考えるべきであり、議席数を減らすという話はその先なのではないでしょうか。</p> <p>現在の公職選挙法の枠の中では選挙運動に大きな制限がかけられ、実質的に何らかの政党の後押しがあるか、事業をやっているか、最初から資産を持っているか、そう言った人からしか立候補そのものが出来ない状況です。</p> <p>所沢市の大半を占めるサラリーマンが徒手空拳で挑めるものでなくなっているところに現在の議会運営の大きな矛盾を感じます。</p> <p>国で定められた公職選挙法そのものは変えられないまでも、地元の資産家や、商工会などの意を受けた人以外の市政運営の参画を求めるためにも、既存の議員枠以上の定員48人を実現することを求め、また議員退職後の復職などの対策も含め、市民の被選挙権の拡大とサラリーマン層、労働者層の市政への広い参画を一体とした市政運営の改革を希望いたします。</p> <p>また、参政権の拡大という点においては「市民の直接投票」という参政権の拡大も考えに入れては如何でしょうか。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

<p>そうすれば議会そのものも市民投票の運営という形での役割に変質し、議員の資格がなくても住民であるという事に置いて市政に参画する機会が得られることとなります。</p> <p>その際にも、投票運営の透明性という点において議員の目は多い方が望ましいと考えられますし、投票運営に関する多方面からの報告も市民から待たれるものであると考えております。</p> <p>以上の観点から、市議会の議席数は「現在と同等かそれ以上」「できれば48議席」を希望し、36議席からさらに削減されることのないように意見を具申いたします。</p>	<p>答申の項目に議会事務局の検討がされていない。議員活動を助ける議会事務局が大変重要と思われる。</p> <p>現状4常任委員会制度で活動されているが議会の重要な役目の一つに行政が作成提出される予算書についていままでの議会審議は市民からみて満足出来るものではない。予算審議が十分できる方法を検討して欲しい。例えば予算書の議員への早期提出。予算委員会の設置。予算審議は議会の重要な責務である。又委員会は任期1年で毎年変わる、せめて2年任期として各委員の専門知識の充実も検討して貰いたい。</p> <p>議員の評価は市民が行うべき項目と思うが議員の活動に対する市民の活動に対する市民への公開資料が少ないと思う。議会活動報告を定期的に行っている議員もいる。</p> <p>議員定数削減は議会活動の評価を基に検討してほしい。議会傍聴、審議会傍聴を重ねてみると十分活躍していない議員もみられるが、予算審査も不十分であり現状の定数で議員の活動向上を目指すべきと思う。</p> <p>貴重なご意見として承りました。</p>
<p>3</p> <p>定数について      現行の36人を37人とする。      その理由について      なぜ日本国憲法の第8章として「地方自治」があるかです。      地方自治は明治憲法のもとでは上意下達の中央集権的色彩が強かったものです。現憲法は、主権は「国民に存する」という意味を理解して貰うための「民主主義の学校」と言われています。住民によって民主的な自治が行われることは、住民のための行政が行われるための不可欠の前提です。そのための原則が確立しています。それは一定の地域における政治ないし行政が、その地域の住民の意志によりなされるという原則です。これはまた地方行政を自らの手で行うという、住民の民主的要求に基づくものです。</p> <p>4</p> <p>この原則を保障するためには、住民の声を取り上げる活動が不可欠です。平均して議員1人当たり9526人の意見を集約する活動が求められています。ちなみに隣の日高市では3200人に1人の配分になり、議員の活動も軽減されていると、資料から推察します。結論は、むしろ大幅な増員で住民の意思を聞き取る姿勢をいま求められています。憲法12条は不断の努力を国民に求め、納税の義務・勤労の義務・教育を受ける義務の他は、憲法25条・26条・27条・28条など社会権として定着させるためにも、議員各位の奮闘を期待するものです。</p> <p>ちなみに議員各位は憲法99条の尊重し擁護する義務があることを心しておくが求められています。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p> <p>貴重なご意見として承りました。</p>
<p>A、素案に対しては      1項の議員定数についてですが、      ①の議員定数については、現行の36人を37人とするがありますが、上限を意味するのかよくわからない。そのために、①の文体から、ただし書き②の文体の整合性が欠落していると思います。</p> <p>2項の根拠・理由についてですが      定数問題を常任委員会数とその構成委員数を基準とする考えには賛同できない。</p> <p>また、なぜ定数を減らす必要があるのか納得できるものが提示されていない。</p> <p>以上が素案にたいする、私の見解ですが、37人案、33人案のどちらかを選択せよと言われれば、37人を選択します。</p> <p>尚、本当に市民の立場にたつて、住民本位の市政の実現にむけて市政の改革すすめてゆく市民の議員定数問題を素案が発表されて、市民の意見を聞く期間が3週間しかないとは、驚きです。市民の意見を一年間位の時間をかけて取り組むべき重要な課題と思います。再考を切に要望します。</p>	<p>37人は上限ではなく、定数です。</p> <p>答申の15ページV-1-(4)、17ページV-2-(2)において審議会における考えが記述されています。</p>

B、議員定数問題を考えるにあたっての私の見解

戦後は新しい今日の現憲法があります。戦前とは180度の大転換をし主権在民が明確にされました。地方自治体の地方自治法も現憲法の精神を踏まえて誕生しました。

昭和22年の地方自治法には、地方自治体の仕事は、地方公共の秩序の維持、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することが明記され、その間若干の法改正がされたが、現在の地方自治法の冒頭では、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明記されていますが、公共の秩序の維持、住民及び滞在者の安全などの精神も当然受け継がれているものです。

その他、貴重なご意見として承りました。

5 国から独立した地方自治体の仕事は、住民の生活に直接関わるものが多岐にわたり、それを実施・運営については国からの関与によらず住民の意思をくみ上げ自らの権限と責任で行うことが原則です。そして行政を実施するにあたっては、常に住民の要求はなにかに神経をとがらせ、住民との対話を以下に旺盛に実施するかが求められています。また、地方自治体は国などからの悪政に対しては、憲法と地方自治の精神にたつて住民の暮らし、福祉などを守るための防波堤になることが求められていると思います。

一方、住民自身にとっても、願いを実現すべき最も身近な場所が地方自治体であり、住民自身が無関心であってはならないのは当然です。

以上、地方公共団体としての地方自治体の仕事・役割を考えた場合に、地方議員の任務は、地方自治体の仕事、地方自治法の精神で実施されているかを厳しくチェックし、改善を図ることにあります。具体的には、私たちが納めた税金が地方自治法の精神にそって使われているかを明らかにすること。そして住民に役立つ条例を積極的につくることだと思えます。市の職員は、地方自治法の精神をふまえて仕事をしなければならない立場です。それぞれの部署で、専門的に仕事をしているプロです。ですから、議員さんも、プロである市の職員からも学び、悩みを聞く姿勢をもって対応することが必要と思えます。そして、議員さんも、すべてとは言いませんが、自らの得意分野を磨きあげ、その力を住民に役立つ市政に生かす努力が必要と思えます。

以上の私見を述べさせていただきますが、憲法とそれを基にした地方自治法の精神は、党派、会派が異なっても一致できることと思えます。

最後に、定数は何人が妥当かと言いますと、これは難しい問題です。ただ人口が30万人を超える所沢市が、地方自治法の精神に立って仕事をし、花を開かせるには、市職員の増加も必要かもしれません。また、多岐にわたる問題の具体的協議を議会にかけるとなると、相当の時間と仕事量が求められますので、現在の議員数でよいのかどうか、原点に立ち返って考えると定数の増員は必要とも思いますが、減らす合理的根拠は見当たりません。

よく、あの議員はなにもやっていないから、税金の無駄つかいだ、だから議員を削減すべきだという声もあります。しかし、議員は選挙で選ばれます、市民の審判にまかせるべきことです。また、歳費が高い、削減すべきだという意見も耳にします。しかし、当選したら、2足の草鞋をはいての議員活動では、地方自治の精神にたつての議員活動に専念できません。専念できる生活保障は必要です。その地域の労働者の平均的給料なども参考にして議員活動に専念できる歳費の再検討も必要と思えます。

最後に、具体的定数の上限をいくつにするかは、当面の策としては、人口比で、全国や近隣の他市なども参考にして検討して決めることも一つの方法として考えられます。

議員定数を37人とすることに賛同する。

議員定数は議会活動の充実と民意の反映という民主主義の保障の視点から設定されるべきである。「答申」の示す定数は妥当だ。

6 当面33人とすることに反対する。

市民の民主主義保障の問題は、コスト論と切り離して検討すべきである。各常任委員会9人は、決して過大な数ではなく適正な数であると答申及び資料から判断できる。

貴重なご意見として承りました。

<p>1. 所沢市議会の定数について議会が第三者機関として「議員定数のあり方に関する審議会」を設置し、また、今回の定数についてのパブリックコメントを実施するなどの努力に対して敬意を表します。</p> <p>2. 憲法に基づく民主国家として、主権在民の原則に照らして国民・市民の意向が正しく行政に反映させるために、議会は市民と行政をつなぐものとして非常に重要な役割・任務を持っていると思います。昨今、「行政改革」「経費節減」などの名目で議員定数を減らす方向が目につきますが、議会に係わる諸経費は民主主義を保障し体現していくための必要経費であり、議員定数はあれこれの名目を持って安易に削減すべきではないと考えます。 議員定数を減らすことは、それだけ市民の声を行政を伝える道が小さくなることになり、ひいては市民の参政権が弱められることにつながりかねません。議員定数の問題は議員自身の問題であるとともに、より大切なことは市民の政治にかかわる権利をどれだけ保障するかというかわりて検討すべきです。</p> <p>7</p> <p>3. 以上の立場から、所沢市における議員定数は「答申」および「素案」1-①にある37人にすべきと思います。 少なくとも現状の36名から減らすことには絶対に反対します。</p> <p>4. 今回の意見募集について、期間を1月7日～1月18日としています。市政に係わる重要な制度の変更・改正について市民の意見を聞くという取り組みとしては余りにも短すぎると思います。 「インターネットで出している」「広報に載せた」といってもどれだけの市民がその内容を知っているのでしょうか？私自身もある人からこの取り組みをごく最近知らされましたが、少なくとも私の周辺で知っている人はほとんど居ません。 ○十分な余裕を持って取り組むこと。(少なくとも1ヶ月以上) ○今回、この期間を過ぎて到着したものについても有効とすること。以上を要請します。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p> <p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p>
<p>8</p> <p>①「答申」にある「定数は37名とする」という数を厳守してほしい。 ②所沢市は34万人の人口を有する大都市であり、議員の人数は現在でも少ない。 ③もし、附則にあるように「当分は33名とする」なら、一議員の対人口数は、「一人の議員が一万人を超える人口に対応する」ことになり異状な事態となる。 ④したがって、定数37名は必ず守ってもらいたい。 ⑤市民の意見を聴く期間が三週間では少なすぎる。もっと市民に周知徹底してから、時間をかけて市民の声を集約すべき重要な事柄である。 ⑥「自治基本条例」を作成した精神と行政の姿勢がまったく反映されていないのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
<p>議員定数は、37人にすべきと考えます。 1 パブリックコメントの求め方について 議員定数についてパブリックコメントを求めている旨のお知らせは、確かに1月7日付の所沢市役所の一斉配信メールでいただきました。 しかし、議員定数をどのようにしようとしているのかという情報はありませんでした。市役所かまちづくりセンターに取りにいかねなければならないようでした。これでは、多くの人は意見の出しようがないのではないのでしょうか。私は、たまたま資料を手に入れることができましたが、まず、このような大事な問題について、本当に市民の意見を積極的に聞こうとする姿勢が、市議会の中にあるのかどうか、不信の念を抱きました。 議員定数を変更するなどと言う重要な問題は、まず変更しようと考えていることを、すべての有権者に一人も漏れなく知らせることを目標にするべきではないのでしょうか。市の広報や、一斉配信メールでお知らせしたから、それでいいと考えるのは、安易な考えかたではないのでしょうか。 パブリックコメントの募集期間も、1月7日から1月18日までと2週間もありません。本当にこれで、大勢の方の意見を集められると考えているのでしょうか。それとも、市民の意見など、あまり多くない方がいいと考えているのでしょうか。 形だけの意見募集なら、行う意味がないと思います。</p>	<p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p>

<p>2 「議員定数は37人とする。ただし、現在の市の状況や社会情勢等を考慮して、当分の間33人とする。」</p> <p>① 「当分の間」というのはいつまでのことなのでしょう。暫定的な定数33人を、正規の37人にもどすのは、どのような状況になった時なのでしょう。そうした規定がないと、実質的に33人のまま永遠に続けるということになってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>② 「現在の市の状況や社会情勢等を考慮し、当分の間33人にする。」というのは、審議会の答申において、「市税収入の減少傾向や…人口減少に直面する中…議会にかかる経費についても…必要最小限でまかなっていくことが期待される」ことから、「最小で33人の議員数となっていた前期後半において、…致命的な問題があったという指摘はなかった。…33人という定数でも、議会の機能が致命的に損なわれることがない…」と述べられていることを根拠にしているものと思われまます。</p> <p>しかし、これは、定数が36人の時に、任期の途中でたまたま欠員が発生し、33人になってしまったことがあったという状況をとりあげたものです。議員が33名になったために、致命的な欠陥が生じたかどうか知りませんが、定数を33名に減らしてしまえば、そこから欠員が生じていくことになり、欠員が生じれば33名よりさらに少なくなるわけで、常任委員会の委員数8名を確保できなくなるということになります。そうなった場合の問題点については言及されていません。</p> <p>③ さらに、37人を33人に4人減らした場合、いったいどれくらいの経費が節減でき、それは、所沢市の財政運営上、「あるべき議員定数」を犠牲にしてまで必要な経費削減なのかどうかということについても明らかにされてはいません。</p> <p>3 根拠・理由 「常任委員会数(4)×委員数(9人or8人)+議長(1人)」とされていますが、人口規模についての検討はなされなかったのでしょうか。</p> <p>答申の「資料編」「2 議員定数および常任委員会の状況(中核市・特例市・埼玉県内各市)」の、「議員1人当たり人口」を見ると、所沢市が含まれている「特例市」では、1万人を超えているところはほんのわずか(40市中3市のみ)です。所沢市も9526.3人と、1万人を下回っています。議員一人当たりの人口が、1万人を超えることのない程度の議員定数が適正規模と考えている自治体が多いということではないのでしょうか。</p> <p>ところが、議員定数を33人になると、所沢市の人口は、342,946人ですから、1万人を超えることになります。こうした点からも、議員定数を33人にすることは望ましくないものと考えます。</p> <p>審議会の意見が、37人を望ましいものとし、33人は、議員定数を削減する場合の下限としていることから、下限の方を採用することには道理がないものと考えます。</p> <p>4 以上から、議員定数は、審議会の答申において「所沢市におけるあるべき議員定数」とされた37人の方を採用すべきと考えます。</p>	<p>「審議会答申を尊重した議員定数(素案)について」3ページ</p> <p>◎議員定数(素案)に関するQ&amp;Aの4問目に現時点での考えを記載しています。</p> <p>審議会におきましても、経費についての議論は行われませんでした。</p> <p>その他、貴重なご意見として承りました。</p>
<p>10 始めに 審議会の皆さんと関係者の方々に、短期間で素案をまとめて頂いたことに感謝申し上げます。</p> <p>1. 議員定数2. 理由 結論から申し上げますと、市議会議員定数は現行より増やすことがあつても減らしてはならないと思います。</p> <p>一般的に言えば、議員が多いほど行政への「住民の意思の反映とチェック機能が大きくなる」と考えます。</p> <p>「素案」の①「現行の36人を37人とする」を「根拠・理由」の(1)とともに支持します。</p> <p>②「当分の間33人とする」の理由「当面の政治的な判断」の裏には「身を切る」論があるように思われます。「答申」にある「議会費の割合は市の一般会計に対して0.8%程度」との指摘は、「身を切る」論者の定数削減根拠のなさを証明したものと考えます。</p> <p>その他 今回のパブリックコメントについては、ほとんど「偶然1に知り得ました。『広報 ところざわ』に載っていることを友人と電話で話している中で知りました。とても大切な問題です。もつと目立つような扱いをするべきと考えます。また、募集期間の短さに驚きました。2月末日まで延期することを望むとともに、2月号で大きく報じるようご考慮下さい。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p> <p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮し、決定してまいりたいと考えます。</p>

11	<p>常任委員会数と各委員会に確保すべき委員数 審議会の判断のとおり、1委員会9人を維持する方が望ましい。→あるべき議員定数は37人 定数削減問題 所沢市は、都市開発、産業・農業の育成、基地問題などなどこれからも大切な諸問題が山積している。 安易に定数削減することは、住民に利するとは思われない。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
12	<p>1-① 民意の反映という観点から妥当な案だと思います。 1-② 37人が望ましいのに33人にするのは、乱暴すぎます。市民の身近な問題を解決するのが議員の役割ではないでしょうか。 せめて、現行の36人を維持してもらいたいと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
13	<p>地方自治法改正に伴う市議会議員定数見直しの機会にゼロベースで考えてみました。</p> <p>1. 市議会に期待される機能: (1)市議会の適正定員は、市議会に期待される機能によります。 (2)私は行政と議会という二代表制の下で期待される議会の機能は、市議会基本条例第2条の通り、①条例制定、②予算の議決と決算の承認及び③行政の監視で、いずれも非常に重要な機能だと考えます。</p> <p>2. 議員の適正定数の判断根拠 (1)審議会の答申を尊重した議会素案では、「常任委員会数*委員会の適正人数」即ち現在の4常任委員会*委員会ごとの人員9(当面8)名として、4*9(当面8)=36(32)名+委員会に属さない議長1名=適正定員37(当面33)名とされました。 (2)私も同じ構成(委員会数x委員会ごとの適正定員)を前提としましたが、委員会数とそれぞれの人数については白紙で考えました。要点下記の通りで、委員会と常任委員会は区別していません。 ①委員会数:現状の4常任委員会自体の見直しを提案します。市議会は重要な機能を担う機関ですから、委員会は行政全般をカバーすべきだと考えます。具体的には、4次総・5次総とも、行政業務を8分野に分類しそれぞれの分野ごとに1章を設けて詳述しており、行政組織もほぼそれに近い機能分担になっています。議会として、それらに対応する委員会を設置すべきではないでしょうか。即ち8(±1~2)つの委員会でそれぞれ行政事業に対応した知見を深めることが議会の機能を高めることにつながると考えます。 ②委員会ごとの人数:「市民の多様な意見を取り込むため」の適正人員は弾力的に考えれば良く、7~10名が適正範囲・・・ここでは8名と考えました。 新しい議会定員:40名とし、8委員会はそれぞれ8名の議員で構成しうち5名は全議員で分担し(8*5=40名)、残る3名(8*3=24名)は他の委員会との兼任を認める。兼任議員数を微調整することで委員会ごとの議員数は弾力的に変更できます。議長はいずれかの委員会(議運か?)に属することにする。</p> <p>3. 経費/報酬/議会事務局/市民の活用: ○議員定数の見直しに当って、経費/報酬/議会事務局/市民の活用との関連を考えました。 (1)経費:議員提案のうち最低の24名になったとしても事務局は現状のままとすれば、1億円強=特別会計も含む全予算に占める比率は0.06%です。限られた予算を有効に使うための行政監視機能の充実が遥かに重要です。 (2)報酬:40名に増員する機会に「率先垂範」して1割程度削減しては如何でしょうか。 (3)議会事務局:現在の事務局は全員行政からの出向であり、原則として行政職員に戻ると理解しています。これは行政との距離を縮めるメリットと行政チェックがし難いというデメリットが混在します。 (4)市民の知見の活用: ①市民の中には、いろいろな分野での資格や豊かな経験の保有者が多数います。 ②この方々の知見を行政としても市議会としても大いに活用すべきです。基本的にはボランティアベースとし、ある程度まとまった実費が必要な場合(視察旅行・大量の印刷費など)には実費の範囲で補填する程度とすれば、議員調査費の範囲でカバーできます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

<p>14 所沢市議会の定数について、審議会を設置さらにパブリックコメントを実施する等敬意を表します。</p> <p>民主的国家は主権在民が大本にあり、議会の定数、運営等は市民が納得するものでなければなりません。</p> <p>年末の総選挙は国民の声とまったく乖離した選挙で、怒りを覚えました。定数は党利、党略でなく、真に市民の声が行政に反映され、安心、安全な住みよく未来を展望できる吾が街所沢であって欲しいと希っています。</p> <p>よって定数は(素案1-①)にあるように37人にプラスα増員すべきです。理由は、現在4常任委員会があります。教育福祉常任委員会は役割、内容が全然違っています。教育と福祉と分割すべきです。36名を減すことは絶対反対致します。</p> <p>最後に今回の意見公募について、聞く期間が短かすぎます。少なくとも1ヶ月以上、余裕をもって、市民1人ひとりに周知すべき方策を考えるべきです。戦前生れの私共は、インターネットを開くことに頭を痛めます。広報に出すなら素案を特別号を発行するなど要望致します。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p> <p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p>
<p>15 はじめに、議員定数の方向性については国会議員削減への動きと同質と考えるのが妥当と思慮する。したがって、大幅な定数削減を実現すべきである。ただし、段階的な削減と議会改革の推進を同時に行う必要がある。</p> <p>また、前回選挙において定数削減を公約して当選した人が12人という事実も忘れてはならない。定数増員となる時代錯誤的な本素案には反対である。</p> <p>上記を踏まえ審議会の答申に対して意見したい。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>「(1)現在の定数を検討の基礎とする」について</p> <p>他の市議会や周辺自治体議会との比較は単なる参考であり、所沢市議会のあるべき定数についての結論を左右するものでは決していない。</p> <p>コンパクトな充実した議会を如何に実現させるかを独自に検討すべきである。</p> <p>「(2)市民の代表性を確保する」について</p> <p>多様な代表が選出されやすいことが担保されている所沢市議会議員選挙制度の中、特定の地域や行政区、学区などの“代表”との考え方はそもそも間違っている。</p> <p>地域事情、情報などは各議員が積極的に取りにいくという姿勢が求められる。そして、市民側も必要に応じ各議員と自らコンタクトを取るという思考が重要となる。</p> <p>「(3)望ましい審議と議会活動に必要な人的資源を確保する」について</p> <p>常任委員会数の維持は理解できるが、「委員の多様性の確保=委員数」という考え方は短絡的ではないか。</p> <p>数の問題ではなく、ここでは質が求められている。(見識、行動力、情熱、気概…)</p> <p>また、議会改革の進展(議会報告会、政策討論会など)は定数削減プロセス上のプラス材料となるはずである。(議会の透明性、効率性、市民との距離感)</p> <p>「(4)当面の情勢下での政治的判断の余地を判断する」について</p> <p>住民自治の確保とのバランスに配慮しながら、段階的に定数を削減するという判断こそ現代に求められる政治的判断というものではないだろうか。</p> <p>2. 所沢市におけるあるべき議員定数のあり方</p> <p>「(1)議員活動の充実のために求められる議員定数」について</p> <p>4委員会の維持には特に異論はないが、委員数が9人、8人の違いで意見の多様性や議論の活発さに優劣があるとかないとかの意見は稚拙ではないか。</p> <p>重要なのは委員の質。</p> <p>最終的には5人、6人で活発に真剣議論できる委員メンバーで構成するのが理想と考える。</p> <p>「(2)当面の情勢下における議員定数についての判断」について</p> <p>最低限確保すべき定数は、欠員が生じていた時期(前期後半33人)の状況で判断するという根拠には説得力が全くない。</p> <p>同時期の状況が例えば30人以下であったならば、最低限確保すべき定数の結論も変わっていたのか?</p> <p>おわりに、議会として活動の充実を担保したうえで、国家情勢、および12人の定数削減公約者の存在を重く受け止め議論を鋭意継続し、遅くとも次回改選までには市民はもちろん、メディアからも高い評価を得られる大胆な議員定数削減を採決することを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>



<p>16</p> <p>1、1委員会9人で4×9＝36人＋議長1人 計37人に賛成 2、当面の政治的判断として若干の定数減をおこなう場合は33人とすることに反対である。 議員の報酬と定数削減について、市民感情を考慮して……という表現に対して、議員活動についての住民自治の代議員制の観点に理解が全く不十分である。むしろ議員を37名と1名増にし、報酬を下げて行うべきである。 特例市の中でも34万市で議員一人当り人口では4位では多すぎる。37人でも決して多くはない。 自治法2条 22項目を市の事業からして、議員提案もなされ日常活動をし市民の意見を反映させる仕事が増えているのである。それなりの人数が必要である。所沢市は不十分極まりない現状である。例えば、1万人が住んでいる地域に集会所すらない北秋津をどう考えますか、といたい。また、議員の資質こそ問われるべきである。そのことの検討が不十分である。 3、議会での採決には記名投票には、賛成である。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
<p>17</p> <p>この問題は一昨年に4名減の請願が出され否定されたかと思います。 今回の審議会の調査を拝見しますと定数削減を選挙公約に掲げた候補者が14人の内12名が当選した結果を見ると審議会では得票数30%を根拠に「特に支持しているわけではない」と結論づけているが、当選確率からすると「明らかに強い市民の支持を受けている」と解釈するのが正しいと思います。 又、議員アンケートの結果においても増員が6名、削減が18名(全議員の50%)と圧倒的に削減の考え方をしています。 審議会では①多様な意見②常任委員会の理想的な人数を根拠に37名が望ましいとの答申ですが、①については33名議会においても特別問題視する程の影響はなかった。 ②についても9名が望ましいとの事であって、現に8名でも支障なく委員会活動が機能している。 所沢市議会は議会改革や議員条例の提出、討論会の開催など非常に活発に活動されており市民として頼もしく思います。 それはある反面、周辺市町村よりも少数精鋭になった事で現在の有能な議員が誕生している原因の1つではないでしょうか！ 私の意見としまして「3名削減の33名定数」を支持致します。 人口減少時代を迎えるのに増員有り得ない。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
<p>18</p> <p>素案による例 附則の経過措置には納得出来ない。 現在の4つの委員会にそれぞれ9名の委員を維持するためには、36名＋議長を含め37名の議員が必要です。 議員定数を減らすことは市民の声を行政に伝えることをせばめるものとなってしまいます。 審議会の設置やパブリックコメントの実施は評価できますが、期間が短すぎます。 自治会などにも回らんして、もっと多くの市民の声をきくべきだと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
<p>19</p> <p>このたびの「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」が議会に答申されました議員定数(素案)通り定数は37人とし、現状の社会情勢を考え、当面、33人は良いと考えます。尚、次期の選挙から実施した方が良いと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
<p>20</p> <p>1 議員定数 ①については賛成です。議長＋36名＝37名賛成です。 ②の当面の間33人にするというの反対です。何故当分の間33名にするのか意味がわかりません ①・②を一緒に提案する意味がわかりません。議員定数削減には絶対に反対です。33名を下限にするなど必要なし①だけ適用するだけでいいです。経費削減の目的だけで定数を決めるのには反対です。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>



21	<p>意見の募集期間が短かすぎます。今、いそいでこれを書いています、大事な問題です。せめて、1カ月くらいの期間が必要ではないでしょうか。</p> <p>市政施行当時から所沢に住んでおります。人口がどんどんふえるのに議員定数が少ないなど、大分前から感じていました。</p> <p>現行36人を37人にするというのは、よしとしても、「33人を下限とする」などとんでもないことです。</p> <p>議員定数は議会だけのものではないと思います。議会に送る人を少なくするという事は、市民の民意を切り捨てることです。定数をふやすことはあってもへらすことは反対です。</p>	<p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p> <p>その他、貴重なご意見として承りました。</p>
22	<p>1 議員定数</p> <p>①37人とする 今回の素案には当面賛成するが、長期的には議員定数は更にふやすべきと考える。</p> <p>②当分の間33人とする 反対 「市の状況や社会情勢等」とは何なのか、全く意味不明</p> <p>③実施時期 決定するまで更に時間をかけるべき このような市民にとって重大な問題を短期間で「意見提案」の募集のみで済ますことは誤りであり、説明会等を広範囲に行なったうえで、決定すべきと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p> <p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p>
23	<p>1、議員定数</p> <p>①素案①項については賛成。</p> <p>②素案②項は削除、素案③項を②項とする。</p> <p>2、理由</p> <p>(1) 審議会は、『答申書2-(1)』で、</p> <p>①常任委員会について、 「今後においても4つの常設委員会をもつ体制を維持していくことが望ましい。」</p> <p>②委員会の構成について 「1委員会9名を維持する方が、より望ましい。」「委員会の人数としても必要最低限ぎりぎりであるよりも、余裕を持ってこれからの議会活動の更なる充実を支えられる体制を維持できる水準を確保することが望ましい。</p> <p>③「議長は常任委員会委員となっているが、実質的には委員会審査には参加しないことが慣例となっており、議長の役割に照らしてそれは適切なことであると判断される。」</p> <p>④「したがって、あるべき議員定数は37人となる。」と述べている。</p> <p>(2)しかし(2)では、</p> <p>①「(1)に述べたように37人がより望ましいが、当面の情勢下の政治的な姿勢を示すことの必要と効果もまた、無視することのできない論点である。以上から、当面の政治的な判断として若干の定数減をおこなう場合には、33人を下限とすることが望ましい。」とも述べている。</p> <p>②「素案」の②項は「当面の情勢下の政治的な姿勢」を示すための議員定数と考えるが、答申でいうささやかな議会活動の改善を「費用と効果」で秤にかけ、引き下げることに私は賛成できない。所沢市の議会費は一般会計の0.8%程度だと言われる。望ましい議員定数が37人だとすると予算の増幅は避けられない。冗費の節約や、議員諸侯の「身銭を切る」措置を含む真摯な対応を切に望んでいる。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
24	<p>結論から申し上げますと、「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会の方々が答申された</p> <p>1、議員の定数は、① 議員定数については、現行の36人を37人とする。との素案に賛成するものです。</p> <p>2、根拠・理由、も同様に(1)議会活動の充実のために求められる議員定数、議会活動の充実のために最も望ましい議員定数は、それぞれ9人で構成する4つの常任委員会を確保する定数と考える。したがって、あるべき議員定数は37人となる。も全く賛成です。</p> <p>3、審議会委員の方々は、憲法、第8章、「地方自治」の趣旨に則って審議され、地方自治法第91条の法定上限数が撤廃されたにも拘らず市民と行政を民主的に、円滑に繋ぐ議員の役割を重視してこのような(素案)を答申されたことに敬意を評したいと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

25	<p>P17</p> <p>(2) 当面の情勢下における議員定数についての判断</p> <p>(1) で述べられているように、「委員会の人数としても必要最低限ぎりぎりであるよりも、余裕を持ってこれからの議会活動のさらなる充実を支えられる体制を維持できる水準を確保」すべきで、「議会活動の充実のために最も望ましい議員定数は、9人で構成する4常任委員会を確保する定数」と「委員会審査に参加しないことが慣例」の議長を含め37人とすべきである。</p> <p>また、これまでもまま生じていた議員の欠員という事態も想定するのが、現実的である。不慮の事態、他の選挙への鞍替え出馬による辞職など、あり得る事態である。</p> <p>仮に、1委員会8人、議長を加えて33人という定数という措置が取られた場合、補充選挙に至らない欠員であれば、8人を下回る委員会も出現し、機能の低下が懸念される。33人を確保するために欠員1~2名でも補充選挙を行うとなれば、その費用だけでも定数削減を主張する意見の背景にある「行政改革(費用削減)」の意図に反することになるのではないか。</p> <p>市民の多様な意見を反映し、市民の期待に応えられる議会活動の充実のためにも、基本の答申である市議会議員定数37人を強く指示するものである。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
26	<p>市の人件費についていつも思っていることは、駐車場の係員が多いことです。今誰もが整然と駐車場に入る常識を持っています。警備以外の方は不要だと思います。毎日見えるこのことが市議の方に見えてないように思えるのは不思議です。同様に市議さんの人員も、多すぎるのではないかとおっています。何名が適当なのかは専門家の目に教えられそうですが、例えば半数の方でも現在の活動結果は得られるのではないかと思います。ゆとりのある議会が、会議のための会議をしているように見えます。市民全般に本当に必要なことを絞って、集中的に審議、実行してほしいと思います。</p> <p>一部の方の意見、要望をすべて取り上げては、きりが無いと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
27	<p>1. 議員定数</p> <p>現行の定数36人が適切であると考えます。</p> <p>1. ②当分の間33人とする。</p> <p>定数を条例で決められる際に、当面の運用としてこのように定数を別に定めることはまちがいですし、禍根を残します。定数は一つの数値しかありません。仮に財政上の問題が起きた際には定数を削減するのではなく、議員の歳費をカットすべきです。当分の間33人が適切とするならば33/36=91.6%に歳費をカットしたらどうでしょうか。</p> <p>2. 根拠・理由(1)(2)について</p> <p>議員定数を確定する際に、常任委員会数×委員数+議長の算式で決めることは全くナンセンスです。</p> <p>ましてや常任委員会の委員数が9人か8人かと議論すること自体全くナンセンス。会議の良し悪しは議員の知識、見識、知見など質のお話であって、人数の問題ではありません。ましてや9人か8人かどちらが適切かを客観的に判断する根拠はないと考えます。</p> <p>審議会が両論併記したことは理解されます。</p> <p>○定数36人が適切とした理由</p> <p>定数はあくまでも議員一人当たりの人口比、あるいは有権者数比を唯一の根拠にすべきです。憲法で「主権在民」と定められ、市会議員は国民(市民)に代わって市議会の場において審議する人ですから、市民の人口比で考えることが最も適切と考えます。</p> <p>次に人口比率を考える際に最も民意を反映する比率は何かが問題となりますが、これも絶対的数値として決めることは困難と考えます。したがってここでは他の自治体との比較で相対的にみて適切であるかどうかを決めるべきです。としたときに他の都市を比較した場合に議員一人当たりの人口は</p> <p>中核市の場合：10032人(41市平均)</p> <p>特例市の場合：8173人(40市平均)</p> <p>埼玉県内各市：6831人(39市平均)</p> <p>所沢市の現行36人は9529人となっています。これは特例市(所沢市含む)の中でも平均以上の数値になっています。また埼玉県内各市と比べると、川越市は9601人とほぼ同じです。所沢市より多い市は39市の内、さいたま市、越谷市の2市のみです。</p> <p>だから平均人口数も6831人となっています。以上のデータから所沢市の市会議員数は36人が適切としました。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

28	<p>○1. 議員定数 ①議員定数については、現行の36人を37人とする。 37人とすることを支持します。</p> <p>○1. 議員定数 ② ~当分の間33人とする</p> <p>答申にある議会活動の充実のために求められる議員定数を尊重し、現在進展中の議会改革を促進し、充実した議会活動を支える人的資源を確保するべく、次の任期に係る市議会議員一般選挙から、議員定数を37人とする検討を望みます。</p> <p>多様な市民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、審議をすすめ、その過程を市民に公開していく、議会活動を要望します。</p> <p>○今回の議員定数の確定に向けての審議会への諮問を評価すると同時に今後のプロセスに注目しています。また、よりわかりやすい情報提供など広聴広報委員会の活動に期待しています。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
29	<p>1. 議員定数</p> <p>①議員定数については現行の36人を37人とする この意見については賛同します</p> <p>②ただし、現在の市の状況や社会情勢等を考慮し、当分の間33人とする この意見については現行(36人)より減らしてのことなので、賛成しかねます。なぜなら、定数を削減するという事は民意の反映が失われる可能性が出てくるのではと危惧しているからです。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
30	<p>議員定数の内、②ただし現在の状況や社会情勢等を考慮し、当分の間33人とするに反対である。</p> <p>現行の36+1=37人は所沢市の市数(人員)からみても少ないと考えている。定数をへらすなどは考えるべきでない。市民の意見が遠くなってしまう。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
31	<p>素案①。②と並記されているのはおかしい。議員1人当たり約1万人の市民がいる市民の意見や要求をくみあげるにはけっして議員が多いとは思わない、37名賛成。</p> <p>民主的に市政を進めるには議員定数は多い方がよい、また多くの人の意見を募集するには日程が短かすぎる。時間を取って意見を集約すべきだ。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p> <p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p>
32	<p>1. 議員定数 ②ただし——当分の間33人とする。</p> <p>2. 根拠・理由 (2) 当面の情勢下における判断</p> <p>議員定数は十分に私たち市民の意見が反映されるべきものです。所沢は住民も増加傾向の市であり、近隣(たとえば川越など)と比べても、37人が多過ぎるとはいえません。「33人」とする根拠は「何となく世間をおおう雰囲気」におもねるものです。民主主義の根幹をゆるがすところで、4人分の費用とひきかえにはいけません。もっと節約できるところがあると思います。又、この様な大事なことは、もっともっと市民の間で議論し、考え合えるだけの時間を設定して下さい。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
33	<p>私の意見——議員定数は37人にすべきと考えます。</p> <p>地方自治法が改定される前には、人口20万以上30万未満の市は38人を超えないとして、38人を示していた。今は改正されたとはいえ、歴史上、示されて来た数字は、意味のない数字とは考えない。</p> <p>定数が少なければ、それだけ多くの人の声は、反映されないことになる。</p> <p>財政上と言って議員を減らすことをすぐ口にする人がいる。しかし、1人1人の議員が市民の声を代弁することを考え、議員の大切さを認識して重く考えてほしい。</p> <p>市民の多数の声が限りなく反映できるように、議員定数は37人にすべきと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

34	<p>1. 議員定数  ① 36人を37人とする。  ②・③当分の間の議員定数の削減について</p> <p>① 各委員会を9名にし、議長を別枠とすることに賛成、理にかなっていると思う。  ②・③削除すべきと考える。  議員は市民を代表し、政策をつくり、市政の監督・チェックをすべき立場にある。この点が配慮されておらず、単に経済状況のみから考えられている。今後、経済状況が好転するとは考えにくい。その結果、議員数が削減されたままの状況が続く可能性がある。その結果、市民意思の市政への反映が制約を受けることも危惧される。  費用削減については、市財政全体で検討し、優先順位をつけて考えるべきと思う。  議員数を削減せずに、議員報酬を検討することも選択肢の一つではないかと思う。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
35	<p>本件について広報ところざわ1月号で知り驚きました。ましてそのメ切りが1月7日～18日は短急すぎます。一般市民が該当資料を読み考え意思表示するのは。パブリックコメントが形式的手続きですまされ、見解が軽視される結果になることを憂慮します。</p> <p>憲法第92条の「地方自治の本旨」の規定は、地方政治において基本的な価値基準になります。ささやかな私見で恐縮しますが、地方政治は民主々義政治の基礎です。したがって「主役は市民」の立場を先ず明確にし、市長・市当局に対峙する市民代表として選出された市議会をしっかりとさせなければ、地方自治体は民主的な確固としたものになりません。</p> <p>現在の市民社会は政治・経済・文化等が多岐多様になっています。特に少数者の意見思想が尊重されなければ民主々義は危機に陥ります。  そのために市議会の議員定数は増員の方向で検討されるべきです。</p> <p>市の規模・人口が今よりかなり小さかった時代でも、所沢市議会の定数は40名でした。(昭和54年～62年)</p> <p>いま市は発展をし人口34万人を超えて当地方の中核都市になっています。議員定数を検討する際、「地方自治の本旨」から離れ、目先の風潮や、財政状況や、効率性のみを強調し、最優先すべきではありません。</p> <p>余紙がありませんので最後に具体的な定数を提案します。最低でも昭和54年当時の40名、そして以前は自治法で認められていた48名を目途とするよう強く希求します。</p> <p>ことわざの「温故知新」とは、こういうときに熟考・教訓としたいものです。</p> <p>拙筆の意見ですが、よろしく願います。</p>	<p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p> <p>その他、貴重なご意見として承りました。</p>
36	<p>いろいろあるが現状維持</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
37	<p>市議会議員・市の職員の人数が多いと日頃から思っています。  企業では業務見直し、給与削減・リストラの努力がされています。  議員が増えても市の財政状況が向上するとは考えられません。  まずは議員の数は24人位に削減し、職員の数も1/4位カットしてください。</p> <p>税金も国保も保育園の値段も上がり、納税にも本当に苦労しています。  一円でも経費を削減し、所沢市の財政を安定化させ税金の上昇をおさえていただくことを意見として申し上げます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

38	<p>所沢市議会議員の定数（素案）に対する意見を申し上げます。</p> <p>所沢市議会には、34万余の市民の多様な意見を反映した議会審議を通じてしっかりと行政を指導・監督することを期待しております。</p> <p>現在の定数は、同規模の他市と比較しても多いとは言えないようであり、その中で、全国的にも評価されるような議会活動をしていることに市民として、誇りを感じる面もあります。</p> <p>しかし、市中心部から離れた人口が少ない地域に住む市民として、日頃から行政サービスに対する不満を聞くことも多々あります。議員は地域の代表として選出されるわけではありませし、全市的な広い視野を持った有能な方に議員になっていただきたいと常々思っていますが、現実には身近な地域の問題を背負って議員活動をしていただいていることも事実であると思ひます。</p> <p>そのような現状を考えると、現在の36名の定数を更に削減することは、人口の少ない地域の意見が反映されにくくなる恐れを感じます。また、多様な市民の意見を反映した議会審議を期待する上でも、現行定数以下への削減には反対です。</p> <p>審議会委員の中には定数削減を強く主張する方がおられるようですが、削減の財政的な効果は微々たるものであり、むしろ議員の活動により無駄の削減や財源の確保を期待したいと思ひます。</p> <p>以上、所沢市議会の現状を踏まえた意見を述べさせていただきましたが、理想を言わせていただければ北欧のある国のように、地方議会は夜間開会とし、有職者や主婦でも議員活動ができるような条件を作れば歳費は低く済みますし、議員定数も増やすことができ、多様な民意を反映させることもできるのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
39	<p>1. 議員定数 ①と②について</p> <p>所沢市は人口が35万人に届こうかというところまで増え、面積も広く様々な課題をかかえている。私たち市民からすると議員さんたちの動き（働き）は、よほどの関心を持ってみていかないと、ほとんど見えません。もっと市民の中に入ってきてキメ細かな働きをしてほしいと願っています。今でさえ、そういう状況なのに削減したら市民と議会の距離はますます遠いものになってしまいます。定数を37人にすることに賛成です。当面の間33人とする案は理由もあいまいで、反対です。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
40	<p>1. ①、② 定数36とし、36で実施。</p> <p>2. (2) 社会状況が多様化しており、様々な意見が必要。 ここ数年公務員削減が極端におこなわれており、必要な所に職員を配置できていない。 議員の削減が、これを足がかりにさらに進められる状況が作り出されることをおそれる。 経費削減は別途行うべき。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
41	<p>望ましい定数を37人とする案は妥当だと思ひます。</p> <p>但しあくまで望ましい定数であって実際何人にするかは別です。削減は必須との市民感情を考慮した意見や当面情勢下の政治的姿勢にも表れているように、定数と併せて議会経費（特に議員報酬）を如何に抑えるかが問題なのにも関わらず議論がなされていないことが問題です（ヒアリングでは一部意見が出ていたようですが）。議員の定数は報酬とセットで議論すべきです。</p> <p>議員報酬は月額に加え支給条件や期末手当や旅費について議員への資格手当としての報酬に相応しい内容となっているかを定数見直しを機にセットで議論すべきです。現要綱では年間数日議会が委員会に出席するか、更には病気ならたとえ全休であっても規定額どおり支給されるようすし、任期が4年と限られていのに初年度から毎年2回の期末手当も支給されます。矢祭町のように日当制を導入しているところもあります、是非これを機に見直しましょう。</p> <p>定数は37人でも40人になっても最少時の33人分の経費で賄えるように報酬等を削減すればいいでしょう。「37人が望ましい」のだから政治的姿勢としては定数を削減するよりも、望ましい定数37人は確保して経費の方を抑えるべきです、最低でも33人分相当額までは削減すれば定員削減は必須との市民感情にも応えられるでしょう。答申でも「持続的な行政改革」や「議会に係る経費を必要最小限に賄って行くこと」と「全ての費目について見直してゆく姿勢を示すこと」を求めています、基本条例では25条の定数についてと同様に26条で報酬についても説明責任を求めています。全ての費目のまえにまずは自らの報酬の削減についても説明責任を果たして下さい。議員はなにも市民から遊離した特別の存在ではなく、自身議員であるまえにまず一市民であることを忘れないで下さい。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

	<p>議員報酬については、議員活動はボランティアとすべきとする考え方と高度な専門職だからそれに見合う報酬が条件とする考え方があろうかと思われませんが、前者であっても報酬の返納や寄付等が困難な現状がありますが報酬の支給条件の見直しや月額削減は議員の自覚と意識改革で充分実現可能です。議員として原点に戻り議員報酬のあるべき仕組み、金額について真摯に議論して下さい、そして前者を選ぶか後者を選ぶか市民に選択肢を持たせて下さい。難しいかも知れませんが報酬額を削減することは十分に可能です。</p> <p>それから答申で述べている「人的資源の確保」と同時に「議員の資質向上」も強く求めます。かつて議長や委員長に質問や要望をしましたが回答どころか受理した旨の返答さえほとんどありません。(基本条例前文にも謳われている)市民への説明責任はどこへ行ってしまったのでしょうか。</p>	
42	<p>所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会の答申を興味深く読ませていただきました。ごくろうさまでした。</p> <p>答申によって多くの事が学べました。民主主義の理念から市民の意志を正當に反映するには市議会議員も比例制度にすることがもっとも民主的な事ではないかと考えてます。</p> <p>その立場から答申をとりわけ議員定数につきましては現状36～37それ以上が必要と思います。</p> <p>所沢市がこうした審議会をもった事に感謝と希望を感じます。</p> <p>議会の表決が気になります！</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
43	<p>審議会委員として私のような一市民が議員定数を審議させていただいたことに大変感謝しております。</p> <p>しかしながら私の考えが答申に反映されなかった部分があるのでパブリックコメントで意見をさせていただきます。</p> <p>今回の答申は平成24年10月22日に最終審議会が開催され、広瀬委員長が案をまとめられた上、審議委員に諮ってから答申するということでしたが、私のところに案が送られてきたのが、1カ月以上経った11月26日の夜でした。2日しかチェックする時間がない理由と意見を述べる時間の延長を議会事務局を通じて文書で申し入れましたが、ごく一部の意見のみが反映されただけで、答申として正式に議会に提出されてしまいました。</p> <p>改めて主張します。</p> <p>議員アンケート調査からも18名の議員が議席数を現状よりも減らすべきだと回答しています。現状よりも増やすべきと回答した議員は6名しか居りません。また少なくとも一定数の議員から8名の方が望ましいとの意見が出されている点を考慮すると、1委員会8名にする方が、より望ましいとも判断して頂きたい。</p> <p>致命的な問題があったと指摘がなかった以上、定数33は最低限確保すべき定数ではなく、正当性のある議員定数であります。決して下限数ではありません。答申書では議員定数37に正当性があるとされていますが、議員の皆様には5名中2名が議員定数増員に対し強く反論したことを考慮いただき、議員の定数を37名とするのではなく、定数削減していただくことをお願いいたします。</p> <p>何よりも訴えたいのは、市民あつての役所であり、議員である。また、納税者あつての公務である。%であらわされると感覚がマヒしてしまうが、その内訳たった1円でも立派な納税額である。と言うことを最後に申し上げさせていただきますと共に、私が11月28日に答申案に対して議会事務局に送付した意見を添付させていただきますので、公平なご判断をしていただきますようどうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>今回の議員定数(素案)については、審議会の答申を尊重し提案したものですので、御理解くださるようお願いいたします。</p>
44	<p>(1)案に賛成です。</p> <p>人数を減らすべきではない</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
45	<p>議員定数削減について</p> <p>定数削減する事により議会活動が低下して市民の声をはんえい出来ない、一度定数削減すれば元の定数にもどす事は出来ないと思う。</p> <p>現在の36名または37名を確保すべきと思う。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

46	<p>議員定数削減の話を書きました。逆に増やすという話しも耳にします。国会議員の定数も削減するというのに驚いています。まず、公務員や議員の人数の見直しを早急にやっていただきたいと思えます。また、今所沢市の定数は36人。この根拠を明確に市民に説明する必要があると思えます。</p> <p>本当に議員全員が、給与に見合った働きをしているのか？そして、有権者にもっと仕事内容等わかるように伝えているのか？投票率が上がらないのを市民のせいにしていないだろうか？削減に反対する人達は、自分が当選しないことに不安を感じるからではないのか？</p> <p>現実、一般社会は常にリストラや戦力外通告、解雇と闘っています。増税、年金制度への不信、保険の値上げなどなど。もう公務員も議員もみんな同じ立場になり、戦後から高度成長したときのように、国民が一丸となり、豊かな日本になるよう、是非地方から、多くの人が納得するようなご決断を強く要望します。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
47	<p>1の②ただし現在の市の状況や社会情勢等を考慮し、～33人 “審議会答申”（←H.Pこれは万人向けの情報開示とは云えないのでは）これがどういうものが身近な形で市民（自分も含め）に分る事が、或は知ることが出来たかどうか。その上で②の「現在の市の状況」「社会情勢」がどこが、どうで、だからどう判断・考慮なのか観念的な文言で分からない。</p> <p>2（2）当面の政治的な判断として～ （2）政治的な判断とは、どんな内容だから、従ってどう判断したのか、全くどうにでも、こうにでも判断、或は云い訳にもなりこれもよく分からない根拠理由なり。</p> <p>身を切るという言葉が盛んに使われている。流れから、減が導かれているなら“公僕”を肝に命じて市民の為に頑張ってもらいたい。</p> <p>所沢市民33万人に対して下限37人でいいのでは。</p>	<p>今回の意見提案手続では、市政情報センター、まちづくりセンターにおいて答申の閲覧を可能としておりました。</p> <p>貴重なご意見として承りました。</p>
48	<p>議員定数について 議員定数の素案を見ますと、定数37名にするが、現況を考え平成27年度から33名に削減する案がでていますが、削減は反対です。各常任委員会に必要な人数の9名は確保し、削減することなく37名とすべきだと思います。財政難であるからこそ、常任委員会の議員による、より厳しいチェックが必要だと思います。人数が減っては視野も狭くなります。先日の報道にもあった工事が完了せずに補助金を返還するようなことが二度と起こらないように、必要な人数を確保してもらったうえで、厳しい行政へのチェックをして頂きたいと思えます。37名という議員定数で、さらなる効果を議員の方々に期待します。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
49	<p>間接民主主義下では、議員定数の論議は、もっとも大切な問題です。それを議論するとき審議会の答申を経て意見を求めたことに敬意を表します。しかしパブコメについては大いに批判があります。</p> <p>1、まず、求める期間が11日では余りにも期間が短かすぎます。しかも、暮れから正月にかけての時期がよくありません。広報、議会報にも行われることが一言も掲載されておりません。</p> <p>2、私の積極性にも問題がありますが、答申の内容、審議の経過が理解不足です。</p> <p>3、また、議会側の対応にも同じことが言えます。</p> <p>4、従って、平成27年から施行ですから時間があります。この3月議会では是非とも決めなければならない訳ではないのもっと時間を掛けて論議したいと思えます。</p> <p>5、まず、市民に広報の時間を取る。次に、パブコメの期間を延ばすこと、その上で市議会議論を行うことを提案します。</p> <p>6、何でも安く挙げようという風潮がありますが、民主主義の根幹に触れる問題ですから、定数削減は断固反対です。最低、36名の定数を維持すべきです。常任委員会との関係は、現在の常任委員会でもいいのが、例えばかつてあった基地対策委員会とか、原子力問題とか、再生可能エネルギー問題とか増やすことも必要ではないかと思えます。</p>	<p>募集期間等の実施日程については、今後実施する意見提案手続の際に、今回お寄せいただきましたご意見を考慮に入れ、決定してまいりたいと考えます。</p> <p>その他、貴重なご意見として承りました。</p>



50	<p>議員定数（素案）</p> <p>①36人を37人とする</p> <p>①定数算出基準が科学的でない。 「市民感情」を考慮しているようだが議員一人当りの人口から見ると36人でも37人でも定数は少なすぎる。40人位にしてもよいのではないか。</p> <p>②当分の間33人とする</p> <p>②「当分の間」という政治的判断は納得できません。非常に曖昧な表現で①の真意を反古にするものであり、条例の表現では失格です。 裏を考えると37といかにも増えそうに見せて、33に減らすことが目に見える卑怯なやり方になっている。 市民を愚弄するものである。 もっと誠実に市民の民意が議会に反映されるよう信頼の絆を大事にすべきです。 議員一人当たり3091.4という秩父市もあり、その3倍という状態をつくるべきでない。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
51	<p>議員定数に対する意見について</p> <p>私は所沢市に転居して4年目になり、私自身が議会に対し関心があるので、これまで数回議会傍聴を行ってきました。また市議会開催による議会報告会にも数回参加して議員の意見などを拝聴してきました。</p> <p>内容は変わりますが、先だつての衆議院選挙では所沢市の投票率が過去に比べ、暫時低下し、市民の政治に対する思いを懸念しました。私自身の思いも込めて若干の意見とします。</p> <p>定数（素案）の①から③項あるうち、「② ただし、現在の誌の状況や社会情勢などを考慮し、当分の間33人とする」と が問題であり、必要がないと思います。</p> <p>私も経験が浅いながら、管理組合や自治会の役員を行う中で、特に市政・議会についての提起をしての意見を求めたりしたことはありませんが、他の人から議会に対しての不満を聞いてはいません。</p> <p>そしてこの間の選挙で、市民の市行政、議会について関心が薄れている傾向にあるのではとの思いからの意見です。市民の多様な状況・意見を市政に反映させるため、また議員が市民に市政・議会のことを伝えていくためにはこれ以上議員を減らす必要はないと考えます。この立場から議員が市民各層の間に入り、状況をは把握したり、意見を聞くことが大事ではないでしょうか。その際は、単なる顔見世だけでなく、議員自身が議会内外のことを市民に訴えたり、話をするのが肝要と思います。そのことが市政や議会に対して市民の関心が強まり、市民参加のより良い所沢市につながると思います。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
52	<p>①議員定数 36人～37人とする</p> <p>市民生活からのさまざまなねがいを市政に反映させるには、人口30万人以上の所沢市としては議員はもっと多くしてもよいくらいだと思う。算出基準が明確でない。</p> <p>②当分の間33人とする</p> <p>人口が急激に減っている訳でもないのになぜこのような案がでてくるのか理解できない。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
53	<p>P 1 議員定数②</p> <p>P 2 素案による例</p> <p>附則（経過措置）</p> <p>P 1 根拠理由</p> <p>（2）当面の政治的な判断とはどういうことか</p> <p>素案の1 議員定数について ①と③は賛成出来ますが②については、2の根拠・理由の（2）では、当面の政治的な判断として若干の定数削減を行う場合には33人を下限とすることが望ましいとなっていて、そのことと今回当分の間33人とする決めたこととの間に、どういう討論がなされたのか、根拠が明確に示されていない。従って、これはあくまでも将来に向けて37人では不都合が生じた場合に、その状況によって33人まで減らすことが出来るということだと思ふ。</p> <p>1-②については、「ただし、今後市の状況や社会情勢等を考慮し、政治的な判断として若干の定数減を行う場合には33人を下限とする。」とすべきと考えます。せつかく36人を37人とするのですから、まずはそれで実行してみて、その後に問題があればその時点で改めて検討してほしいです。</p> <p>「答申」は大変参考になりました。これを生かしてほしいです。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

①の議員定数について、「現行の36人を37人とする。」とあるが、かつての法定定数は48人、あるいは46人であり、現行の36人はそれからみて大幅に少ない。

市議会議員は、市民と議会・行政をつなぐパイプ役であり、地方自治において大きな意味を持つ。最近の風潮として、主に財政面だけを見て、議員は少ないほうが良いというような意見があるが、民主主義の点、市民の意見を反映するという点から見て大いに疑問がある。

審議会の「議員定数の算定根拠」に一定の論理性と根拠はあるようにみうけられるが、委員会の数が4でいいというのは、現状を踏襲してのことであり、委員会数を5に増やすことによって、更に広く多様な市民の声を取り上げ、より深く論議できることについての検討は無い。

私は現在の市政は、複雑化し多様化している市民の声を、きちんと取り上げ、反映し、市民が市政に参加しているものになっている、とはいえないと考える。

「議員を減らせ」という声は、実は、市政は議員が少なくてもうまくいくから、というよりも、市政がうまくいっていない（市民の声が市政に反映していない）という気持ちの現れであり、「どうせ役に立たない市議なら少ないほうが良い」と言っているにすぎないものと思われる。

であれば、市政に市民の声を反映させる手段としては、議席の減少ではなく、むしろ増加が必要であると考えべきである。

よって、「算定根拠」に従ったとしても所沢市ほどの人口規模の市においてふさわしい議員数は5委員会×9人+議長=46人で、46人であるといえる。

②の「ただし、現在の市の状況や社会情勢等を考慮し、当分の間33人とする」とあるが、その「状況」や「情勢」は論拠に乏しく、委員会の人数を1人ずつ減らさなければならないものとは思えない。

審議会の報告によれば「状況」や「情勢」は、ひとつは「市税の減少傾向」や将来の人口減予測であるようだが、実際はその必要に迫られているわけではないことは、その報告をみてもよみとれるものである。

市税の減少であれば議員歳費を減らすなどの方策もある。また、市税減少は景気にも左右される。そして、日本全体のことであるが、人口減は自然現象ではない。いかに安心して子供を生み育てられる街にするかが問われているときに、市議を減らすことで対応しようというのは、まったく間違った対応である。

また「市政のチェック役」を市財政のカット面にばかり注目し、議会費を梃子にした市財政の改革といった論理のことも、審議会は報告している。いわばこれは「必要というわけではないが財政カットの心意気を示そう」というものである。こういったことは何も審議会だけではなく広く聞かれる意見だと思われる。しかし、議会の役割はコストカットばかりではない。むしろ必要なところに予算をつけることが仕事である。先の論理はその必要なところへの予算の抑制と一体のものであるともいえるが、議員を減らしたから痛みを我慢しろというのはまったく市民にとって何の利益にもならないものである。

これは審議会でも「議会費の割合は一般会計に対し0.8%」であり、一方市議会が審議する予算はその100倍以上とっている。議員を減らして予算審議の質をおとすのではなく、議員を増やす、あるいは最低でも現状を維持して、予算に市民の意見を反映させる、またしっかり監視をするということこそ、市議会の財政のためにもなることである。

貴重なご意見として承りました。

以上のことを踏まえて、「素案」に対する私の意見は、①の議員定数については、第一案としては「46人にする。」ということである。

しかし、それが受け入れられないという場合でも、審議会の言う「37人にする。」ということには論理的かつ説得的な根拠があるので、37人とすべきである。

②の「状況」や「情勢」には、説得力が無い。②は削除すべきである。

もし、①を「46人にする。」という案が通った場合、議員を増やすということについては、私が上で述べたように論拠も合理性も、また市政・市民生活にもよいと思われるが、多くの市民の合意がすぐに得られるかどうかは別である。

市民の合意が得られるまで、当面は現行36人や、議長分1名を加えた37人にするという規定を置くということは、ありえると思う。

このたび意見提案手続を実施しました「議員定数（素案）」については、審議会答申を尊重し提案したものです。

今回は、議員定数の提案に関連して、議会活動や議員の活動に関するご意見等も多く寄せられました。そのようなご意見も参考にしながら、今後市議会において議員定数に関する協議を行ってまいります。

**【問い合わせ先】**

所沢市議会事務局 議事担当

TEL:04-2998-9256 / FAX:04-2998-9222

E-mail:a9256@city.tokorozawa.saitama.jp